

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成28年2月24日

会 計 管 理 者

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年－4 (H28.2.5)	会計管理	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について 鳥取県労働組合総連合	【会計管理者】 公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとすることが適切と考えている。 また、平成21年には、県議会において、公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が提出されている。（現在、24都道府県の議会で意見書が提出されている。） このような状況から、現在、公契約条例の制定は考えていないが、引き続き、国や他の地方公共団体の動向を注視していく。 <参考> 公契約条例を制定している都道府県は全国で4県あるが、いずれも最低賃金額を超える独自の基準による賃金の支払を求めるものではない。 【県土整備部】 <法整備等の状況> 平成26年6月4日、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行され、公共工事における請負契約の当事者が、適正な額により契約を締結し、公共工事に従事する者の賃金等の労働条件等の改善に努めることとする規定が整備された。 <県の取組状況> 県発注工事に係る公共工事設計労務単価を平成25年度以降四度にわたり大幅に引き上げ（直近では平成28年2月）、県工事の入札参加資格を有する県内企業全社に対して、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底といった就労環境の改善を要請した。 平成27年3月19日に「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を制定し、その遵守を契約条件とすることで、直接の受注者のみならず、その下請業者に対しても適正な価格による契約や公共工事設計労務単価を考慮した賃金水準の確保に努めることを求めている。 県発注工事の受注者が下請企業と適正な価格による契約を行っているか、また、現場の労働者に社会保険料相当額を含む適切な賃金水準が確保されているかを調査するとともに、必要に応じて指導・助言を行っている。